

平成30年度 定期監査（後期）報告書

第1. 監査の対象

平成29年度壱岐市一般会計及び特別会計
平成30年度壱岐市一般会計及び特別会計

第2 監査の概要

- 1 実施期間：平成31年2月5日から2月7日まで（3日間）
- 2 課題（1）市単独の補助金・助成金について
（2）使用料等の収納状況及び未収金について
（3）資金前渡（光熱水費・電話料等）の処理状況について
（4）歳計外現金の取扱いについて
（5）現金および金券類の取扱いについて
（6）備品の実地棚卸（現物確認）の状況について
（7）繰越事業の発注等進捗状況について
（8）指定管理者制度導入施設について
（平成30年4月1日以降に新規・更新の契約を行った施設のみ）
（9）消費税の申告内容について
（10）現地の状況について
（11）その他個別の事項について
- 3 監査の基準日：平成30年12月末日
- 4 従事した監査委員：吉田 泰夫、喜多 丈美、土谷 勇二
- 5 監査の実施日及び対象部署 【 】内は現地調査

実施日	対 象 部 署
平成31年 2月5日	農林課（農業機械銀行） 水産課 農業委員会事務局 石田支所 【筒城地区公民館】 【観光交流館】
2月6日	建設課 【壱岐消防署勝本出張所】 【家畜診療所】 【壱岐島開発総合センター】
2月7日	【水産物簡易加工施設・地域産物展示販売施設】 【商工業等研修施設】 監査委員事務局 上下水道課 議会事務局 勝本支所

- 6 監査の実施場所：壱岐市役所石田庁舎2階第5会議室、壱岐西部開発総合センター
青少年研修室及び筒城地区公民館他現地調査対象の各施設

第3 監査の方法

本監査は、前記監査の概要に掲げる各課題について、次の点に重点をおき、提出された関係資料及び提示された関係諸帳簿等に基づいて、担当者より事務の執行の報告及び説明を求め、試査により実施した。

1. 平成29年度、30年度（12月末まで）の財務に関する事務の執行状況及び事業の運営管理が、適法・適正かつ効率的に行われているかどうか。
2. 財務規則等の諸規程は遵守されているか。
3. 前回までの監査・審査等で指摘した事項は、是正・改善されているか。

第4 監査の結果及び意見

1. 平成29年度、30年度の財務に関する事務の執行並びに事務事業の経済的、効率的及び効果的な実施については、概ね適正に処理されていると認められたが、一部において、以下のとおり是正、改善整理すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な注意事項については、口頭で指導したので記述を省略した。

2. 意見

(1) 共通事項

- ① 公民館等の各施設及び設備については、月に一回程度目視による自主点検を行い、日誌又は点検簿にその結果等を記録し、適正な維持管理に努められたい。
- ② 遊休或いは不稼働に近い状態の施設（建物）が認められる。本来、施設は条例に規定する設置目的に沿って適切に運営されるべきものであるが、社会情勢の変化にも対応していく必要がある。所管部署は他部署との連携を図るなどして、運営・活用方法を検討するとともに、行政コスト等の経済性を考慮し、譲渡、廃止、民営化等も視野に入れて適切な管理・運営を検討されたい。

(2) 特定事項

【農林課（農業機械銀行）】

- 1 堆肥売払収入576,460円（内滞納繰越分133,460円）、堆肥センター使用料348,180円（現年度分）が未納となっているので回収に努めること。
- 2 農地等災害復旧費受益者分担金277,232円（滞納繰越分）が未納となっているので回収整理をすること。
- 3 農業機械銀行使用料9,709,852円（現年度分）が未納となっているので早期回収に努めること。
- 4 農業機械銀行の不稼働機械を除却しているが、当該資産の処分等に努めること。

【水産課】

- 1 漁港占有料2件23,700円（現年度分）が未納となっているので回収に努めること。
- 2 郷ノ浦港ターミナルビル使用料1件57,750円（滞納繰越分）が未納となっているので回収に努めること。

【農業委員会事務局】

特筆すべき事項なし。

【石田支所】

特筆すべき事項なし。

【筒城地区公民館】

建物に雨漏りの跡等も見受けられるので、月一回程度施設の点検を行い、日誌又は点検簿にその結果等を記録することにより管理されたい。

【観光交流館】

月一回程度の会議利用のみと、使用頻度が極めて低い状況となっているので、施設の有効活用について検討する必要がある。また、管理については、月一回程度の施設の点検を行い、日誌又は点検簿にその結果等を記録されたい。

【建設課】

市営住宅使用料59,810,441円（内滞納繰越分22,640,741円）及び駐車場使用料3,414,840円（内滞納繰越分975,810円）が未納となっている。

市営住宅使用料については、滞納繰越分未納額が前年同月比で2,505,554円上回り増加の傾向にある。現年度分の回収強化を図ることにより新規滞納の発生を防止するとともに、長期間の未納者については、その原因・実情を分析しながら適切な回収整理策を講じること。

【彦岐消防署勝本出張所】

備品等は適切に管理されているので、施設（建物）についても、月一回程度の点検を行い、日誌又は点検簿にその結果等を記録することにより管理されたい。

【家畜診療所】

家畜診療等手数料2,197,720円（内滞納繰越分2,087,280円）の回収に努めること。なお、滞納繰越分については、債務者死亡により回収の見込みがないと考えられる事案が見受けられるので、状況を確認のうえ適切に債権整理を進められたい。

【彦岐島開発総合センター】

図書については電子記録で台帳管理されているものの、実地棚卸が実施されていないので、年度末に台帳と現物（蔵書）との突合・確認を行うこと。

【水産物簡易加工施設・地域産物展示販売施設】

施設（建物）は無償で貸与されているが、その管理については、月一回程度の点検を行い、日誌又は点検簿にその結果等を記録されたい。

【商工業等研修施設】

- 1 遊休資産となっているので、施設の活用又は処分について検討すること。
- 2 施設（建物）の点検が実施されていないので、月一回程度実施し、日誌又は点検簿にその結果等を記録することにより管理されたい。

【監査委員事務局】

特筆すべき事項なし。

【上下水道課】

- 1 下水道使用料2,151,018円（内過年度分884,770円）が未納となっているので、引き続き、回収に努めるとともに、滞納債権の整理に向けた取り組みを講じること。
- 2 使用料未納者一覧表の年度毎各月収納において虫食い状況が見受けられるので、収納、消込処理を確認するとともに、時効中断が必要な年月分から回収する等適正な債権管理に努めること。

【議会事務局】

特筆すべき事項なし。

【勝本支所】

特筆すべき事項なし。